

## (2) 課税対象とならない軽油

(単位：キロリットル)

区 分		免税軽油使用者数等	数 量	
法第百四十四 条の五関係	輸出（外国船籍の船舶の船用品）	6	1,770	
	課税済み	45	25,073	
	小 計 A	51	26,843	
法 附 則 第 十 二 条 の 二 七 第 一 項 関 係	第一号 船舶	船舶	2,176	12,126
		漁船	1,536	5,549
		海上保安庁	1	854
		その他	639	5,723
	第二号	海上保安庁		
		自衛隊の使用する機械を管理する者		
		消防庁及び地方公共団体		
	第三号	鉄道事業	X	3,153
		軌道事業		
		専用の鉄道を設置する者 専用側線において車両の入換作業を営む者		
	第四号関係	農業等	2,196	1,100
		国		
		地方公共団体	1	
		その他	2,195	1,100
		林業等	3	44
		地方公共団体 素材生産業を営む者 その他	3	44
	第五号 関係	陶磁器製造業		
		セメント製品製造業（生コンクリート製造業を除く）	16	371
		生コンクリート製造業		
		電気供給業		
		地熱資源開発事業		
		鉱物の採掘事業	40	3,134
		とび・土工工事業	3	102
		鉱さいバラス製造業		
		港湾運送業	12	508
		倉庫業	4	16
		貨物利用運送事業		
		鉄道貨物積卸業		
		航空運送サービス業	4	94
		廃棄物処理事業	13	210
		地方公共団体 地方公共団体の長の許可等を受けた者	5 8	36 174
	木材加工業	10	427	
	木材市場業	X	4	
パークたい肥製造業				
索道事業	X	3		
小 計 B	4,480	21,292		
アメリカ合衆国軍隊関係 C				
外国公館等の暖房用ボイラー関係 D				
合 計 A + B + C + D	4,531	48,135		

(注) 地方税法附則第12条の2の7第1項関係の「免税軽油使用者数等」欄は、平成30年2月末日現在の免税軽油使用者数を記載した。